

日本学生支援機構寄附金事業 「JASSO災害支援金」のご案内

元奨学生や篤志家の方々などから寄せられた寄附金を基に
「JASSO災害支援金」事業を実施しています。

事業の目的

自然災害等により、学生・生徒又はその父母等の居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるようJASSO災害支援金の支給を行います。

支給額

10万円（返還不要）

申請および推薦期間

自然災害等の発生から6か月以内であり、かつ、当該学生等の在学期間中に推薦を受け付けます。

支援金の申請方法および推薦方法

学生等は、本機構が指定する申請書類を在学する学校に提出し、学校は、申請書類を確認の上、本機構に推薦します。

支援金の申請に係る詳細および様式は本機構ホームページをご覧ください。

審査結果の通知および支援金の支給について

推薦書類を本機構で審査のうえ、支給の可否について学校を通じてお知らせします。
また、支給対象者には、指定口座に支援金を振込みます。

● 詳細については本機構ホームページをご覧ください

JASSO災害支援金に関する本機構ホームページ
<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>



● お問い合わせ

ご不明な点は、**在学中の学校を通じてお問い合わせください。**

広報課寄附金室 JASSO災害支援金担当

☎ 03-6743-3185 9時～17時30分（土日祝日、年末年始を除く）

